風俗営業に係る郵送による届出の手続きについて

風俗営業に係る手続きのうち、下記の手続きについては、郵送による手続き(書類等の受付等)にも対応することとしました。

(対象手続き)

- 構造設備の軽微な変更届出
- 遊技機の軽微な変更届出

(郵送による手続きを行うことができる方)

- 群馬県公安委員会から風俗営業許可を受けている方
- 郵送による料金を全額自己負担できる方
- ※ 郵送による手続きを希望される方は、下記の「届出の方法」、「注意事項」をよく確認してください。

1 届出の方法

(届出書、添付書類等の用意)

- 変更届出書に必要事項を記載してください。届出書の様式は、県警ホームページの「手続き・申請」→「風俗営業関係」→「各種手続の様式一覧表」からダウンロードできます。
- 届出に必要な添付書類(営業所の平面図、遊技機の部品に関する書類等)を用意して ください。

※ 変更事項によって必要な添付書類が異なりますので、事前に確認してください。 (届出書等の郵送)

○ 必要事項を記載した「変更届出書」及び必要な添付書類を封筒に入れ、簡易書留郵便等で、当該届出書に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(風俗営業担当)宛に郵送してください。

2 注意事項

- 郵送に係る費用について 郵送に必要な費用は、全て申請者の負担となります。
- 郵送の種別について

届出書等については、普通郵便での郵送でも受付けますが、警察署への到達に関して 後日の紛議を避けるため、可能な限り、郵便追跡システムを利用できる簡易書留郵便等 での郵送をお願いします。

○ 届出書等に不備が認められた場合

届出書等に不備が認められた場合には、届出者にご連絡をすることがありますので、 届出書には日中連絡可能な電話番号を必ず記載してください。

また、届出書や添付書類の再提出(再郵送)、警察署での訂正等を求める場合がありますので、ご理解ください。

○ 構造設備の軽微な変更届出について

- ・ 営業所の小規模の修繕又は模様替
- ・ 食器棚その他の家具(作り付けのものを除く。)の設置又は入替え
- ・ 飲食物の自動販売機その他これに類する設備の設置又は入替え 等
 - ※ 「構造設備の軽微な変更」であるか「あらかじめ公安委員会の承認が必要な構造 設備の変更」の区別等については、県警ホームページの「手続き・申請」→「風俗 営業関係手続」→「風俗営業者向けの質疑応答集(警察庁保安課作成)」を確認して ください。
- 遊技機の軽微な変更届出について
 - ・ 遊技球等の受け皿
 - ・ 遊技機の前面のガラス板等(遊技機の遊技盤又は回胴の前面に設けられた全てのガラス板等をいう。)
 - ・ 遊技機の鍵 等
 - ※ 「遊技機の軽微な変更」であるか「あらかじめ公安委員会の承認が必要な遊技機等の変更」の区別等については、県警ホームページの「手続き・申請」→「風俗営業関係手続」→「風俗営業者向けの質疑応答集(警察庁保安課作成)」を確認してください。
- 本件に関する問い合わせ群馬県警察本部生活安全企画課 許可等第二係027-243-0110(内線3024)